

2 条例の対象施設(生活関連施設及び特定生活関連施設)一覧表

(1)建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。)

| 区分 | 生活関連施設 | | 特定生活関連施設 |
|---|---|--|----------|
| | 施設の根拠等 | 施設名 | |
| 1 官公庁施設等(他の項に掲げる施設(13の項⑦に掲げるものを除く。)に該当するものを除く。) | ① 国又は地方公共団体が設置し、事務又は事業の用に供する施設 | 国、県、市町村、一部事務組合の庁舎等 | すべてのもの |
| | ② 第14条に規定する公共的団体の事務所 | 国立大学法人、国立病院機構、地方住宅供給公社の庁舎等 | |
| 2 社会福祉施設等 | ① 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(同法第40条に規定する児童遊園(以下「児童遊園」という。)を除く。) | 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター | すべてのもの |
| | ② 身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設 | 身体障害者福祉センター、補装具制作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設 | |
| | ③ 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設 | 救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設 | |
| | ④ 社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保館等の施設 | 隣保館 | |
| | ⑤ 売春防止法第36条に規定する婦人保護施設 | 婦人保護施設 | |
| | ⑥ 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム | 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム | |
| | ⑦ 母子及び寡婦福祉法第38条に規定する母子福祉施設 | 母子福祉センター、母子休養ホーム | |
| | ⑧ 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う施設及び同条第25項に規定する介護老人保健施設 | 認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設 | |
| | ⑨ 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サー | 生活介護事業所、ケアホーム、自律訓練事業所、就労支援事業所、 | |

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| | | ビス(生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。)を行う事業所、同条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター及び同条第22項に規定する福祉ホーム | 就労移行支援事業所、グループホーム、地域活動支援センター、福祉ホーム | |
| 3 医療施設等 | ① 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所 | | 病院、診療所、助産所 | すべてのもの |
| | ② あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第9条の2第1項に規定する施術所 | | 施術所 | 1の建築物における当該施設の用途に供する部分の床面積の合計(増築の場合においては、増築後の当該施設の用途に供する部分の床面積の合計。(以下「用途面積」という。)が100㎡を超えるもの |
| | ③ 柔道整復師法第2条第2項に規定する施術所 | | 施術所 | |
| 4 教育施設 | ① 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校 | | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校(盲学校、聾学校、養護学校)、幼稚園、専修学校、各種学校 | すべてのもの |
| | ② 道路交通法第98条第1項に規定する自動車教習所 | | 自動車教習所 | |
| | ③ 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設及び同法第25条に規定する職業訓練施設 | | 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校 | |
| | ④ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 | | 学習塾、華道教室、茶道教室、囲碁教室、将棋教室 | |
| 5 文化施設 | ① 社会教育法第20条に規定する公民館 | | 公民館 | すべてのもの |
| | ② 図書館法第2条第1項に規定する図書館 | | 図書館 | |
| | ③ 博物館法第2条第1項に規 | | 博物館、美術館、資料館、動物園、 | |

| | | | |
|---|--|--|-----------------|
| | 定する博物館、同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設その他これらに類する施設 | 植物園等 | |
| 6 娯楽施設 | ① 劇場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 | 劇場、映画館、演芸場、演舞場、競艇場、競輪場等 | 用途面積が100㎡を超えるもの |
| | ② 遊技場 | 麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター等 | |
| 7 宿泊施設 | 旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設 | ホテル、旅館、ビジネスホテル、民宿 | 用途面積が100㎡を超えるもの |
| 8 店舗(他の項に掲げる施設(13の項⑦に掲げるものを除く。)に該当するものを除く。) | ① 郵便局株式会社法第2条第2項に規定する郵便局 | 郵便局 | すべてのもの |
| | ② 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | デパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、物品販売店舗、ガソリンスタンド等 | 用途面積が100㎡を超えるもの |
| | ③ 不動産業を営む店舗及びクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店、不動産屋、法律事務所、保険代理店等 | クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店、不動産屋、法律事務所、保険代理店等 | |
| | ④ 飲食店 | レストラン、食堂、喫茶店、バー等 | |
| 9 金融機関等の施設 | ① 商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫の事務所 | 商工組合中央金庫の支店 | すべてのもの |
| | ② 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の事務所 | 農業協同組合の本所及び支所、県信用農業組合連合会 | |
| | ③ 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者の本店その他の営業所 | 金融商品取引業者の本店、支店及び営業所 | |
| | ④ 水産業協同組合法第11条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会の事務所 | 漁業協同組合の本所及び支所、県信用漁業組合連合会 | |
| | ⑤ 国民生活金融公庫法第3条に規定する国民生活金融公庫の事務所 | 国民生活金融公庫の支店 | |
| | ⑥ 信用金庫法による信用金庫 | 信用金庫の本店、支店及び営業所 | |

| | | | |
|--------------|---|---|-----------------|
| | の事務所 | | |
| | ⑦ 中小企業金融公庫法第4条に規定する中小企業金融公庫の事務所 | 中小企業金融公庫の支店 | |
| | ⑧ 労働金庫法による労働金庫の事務所 | 労働金庫の本店、支店及び営業所 | |
| | ⑨ 銀行法第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所 | 銀行の本店、支店及び営業所 | |
| | ⑩ 貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者の営業所又は事務所 | 貸金業者の営業所又は事務所 | |
| | ⑪ 農林中央金庫法による農林中央金庫の事務所 | 農林中央金庫の支店 | |
| 10 公益事業施設 | ① ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する事務所 | 四国ガス(株)の支店及び営業所 | すべてのもの |
| | ② 電気事業法第2条第1項第1号に規定する一般電気事業の用に供する事業所 | 四国電力(株)の支店及び営業所 | |
| | ③ 電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する事務所 | NTT西日本(株)、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、(株)NTTドコモ四国 | |
| 11 環境衛生施設 | ① 墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項に規定する火葬場 | 火葬場 | すべてのもの |
| | ② 公衆便所 | 公衆便所 | |
| | ③ 理容師法第1条の2第3項に規定する理容所 | 理容店 | 用途面積が100㎡を超えるもの |
| | ④ 公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場 | 公衆浴場 | |
| | ⑤ 美容師法第2条第3項に規定する美容所 | 美容院 | |
| 12 公共交通機関の施設 | ① 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの | (船舶)旅客施設 | すべてのもの |
| | ② 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの | バスターミナル | |
| | ③ 鉄道事業法第8条第1項に | 駅舎 | |

| | | | |
|--------------|--|------------------------------------|---|
| | 規定する鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの | | |
| | ④ 航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの | 空港ビル | |
| 13 その他の施設 | ① 集会場、公会堂その他これらに類する施設 | 文化会館、市民会館、集会場、公会堂等 | すべてのもの |
| | ② 冠婚葬祭の用に供する施設 | 結婚式場、葬祭式場等 | |
| | ③ 社寺、教会その他これらに類する施設 | 神社、寺院、教会等 | |
| | ④ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 | 体育館、ボーリング場、遊泳プール、ゴルフ練習場、アスレチッククラブ等 | 用途面積が100㎡を超えるもの |
| | ⑤ 展示場 | 自動車展示場、住宅機器展示場等 | |
| | ⑥ 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場(駐車場法施行令第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるものを除き、建築物であるものに限る。) | 公共の用に供する自動車車庫 | 自動車の駐車のために供する部分の面積(増築の場合においては、増築後の当該面積。以下「駐車面積」という。)が100㎡を超えるもの |
| | ⑦ 事務所(他の項に掲げる施設に該当するものを除く。) | 事務所 | 用途面積が1,000㎡を超えるもの |
| | ⑧ 工場 | 工場 | 用途面積が2,000㎡を超えるもの |
| | ⑨ 共同住宅及び寄宿舍 | マンション、アパート、公営住宅、寄宿舍、社員寮等 | 一棟当たりの戸数又は室数(増築の場合においては、増築後の戸数又は室数)が20を超えるもの |
| 14 複合施設の共用部分 | 1の項から13の項までに掲げる施設(共同住宅等を除く。)のうち2以上の異なる施設の存する建築物であって、当該施設の用途面積及び駐車面積の合計が1,000㎡を超えるものにおける当該施設の共用部分 | 雑居ビル等 | すべてのもの |

(2) 建築物以外の公共交通機関の施設

| 生活関連施設 | | 特定生活関連施設 |
|--|----------------------|----------|
| 施設の根拠等 | 施設名 | |
| ① 輸送施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの | (船舶)旅客施設の建築物以外の乗降施設等 | すべてのもの |
| ② バスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの | 建築物以外のバスターミナル施設 | |
| ③ 鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの | プラットフォーム等 | |
| ④ 航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの | ボーディングブリッジ等 | |

(3) 建築物以外の路外駐車場

| 生活関連施設 | | 特定生活関連施設 |
|--|-------------|-----------------|
| 施設の根拠等 | 施設名 | |
| 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場(特殊装置のみを用いるものを除く。) | 公共の用に供する駐車場 | 駐車面積が500㎡を超えるもの |

(4) 道路

| 生活関連施設 | | 特定生活関連施設 |
|--|------------|----------|
| 施設の根拠等 | 施設名 | |
| 道路法第2条第1項に規定する道路(専ら自動車の交通の用に供するものを除く。) | 国道、県道、市町村道 | すべてのもの |

(5) 公園その他これに類する施設

| 生活関連施設 | | 特定生活関連施設 |
|---|----------------------|----------|
| 施設の根拠等 | 施設名 | |
| ① 児童遊園 | 児童遊園 | すべてのもの |
| ② 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 | 港湾緑地 | |
| ③ 建築物以外の博物館法第2条第1項に規定する博物館、同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設その他これらに類する施設 | 野外博物館、野外美術館、動物園、植物園等 | |
| ④ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園 | 都市公園 | |
| ⑤ 遊園地 | 遊園地 | |